(2)　事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならないこととした。（第八条第二項関係）

(三)　国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領を定めることとした。（第九条関係）

(四)　地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとした。（第一〇条関係）

(五)　主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針を定めることとした。（第一一条関係）

(六)　主務大臣は、特に必要があると認めるときは、指針に定める事項について、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとした。（第一二条関係）

(七)　行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律の定めるところによることとした。（第一三条関係）

4　障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(一)　相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動、情報の収集、整理及び提供に係る規定を設けることとした。（第一四条～第一六条関係）

(二)　障害者差別解消支援地域協議会

(1)　国及び地方公共団体の機関であって、障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものは、地方公共団体の区域において関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織できることとした。（第一七条第一項関係）

(2)　協議会は、情報の交換、障害者からの相談及び事例を踏まえた協議並びに障害を理由とする差別を解消するための取組を行うこととした。（第一八条第一項及び第二項関係）

(3)　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。（第一九条関係）

5　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（法律第六六号）（法務省）

1　趣旨

この法律は、死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けてその判決が確定した者（以下「死刑再審無罪者」という。）については、死刑の判決が確定した後は、仮釈放もなく社会復帰への希望を持つことが著しく困難であるため国民年金の保険料の納付等の手続をとらなかったことがやむを得ないと認められることに鑑み、死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関し必要な事項を定めることとした。（第一条関係）

2　国民年金の給付を行うための国民年金の保険料の納付の特例

(一)　死刑再審無罪者は、死刑判決確定日から無罪判決確定日の前日までの期間（3において「対象期間」という。）のうち国民年金法等の被保険者期間であるもの（保険料納付済期間等を除く。）に係る保険料を納付することができることとした。（第二条第一項関係）

(二)　(一)の納付は、無罪判決確定日から起算して一年を経過する日までの間において、一括して行わなければならないこととした。（第二条第二項関係）

(三)　(一)により保険料が納付されたときは、無罪判決確定日に、当該納付に係る期間の各月の当該死刑再審無罪者の国民年金の保険料が納付されたものとみなすこととした。（第二条第三項関係）

3　特別給付金の支給

国は、2の(一)により保険料が納付された場合には、国民年金法の規定による老齢基礎年金等の支給開始年齢に達した日の属する月の翌月以後に死刑再審無罪者となった者に対し、当該者の請求により、六〇歳に達した日に対象期間のうち被保険者期間であるものに係る保険料が納付されたものとみなして計算された老齢基礎年金等が支給開始年齢に達した日の属する月の翌月から無罪判決確定日の属する月まで支給されたとした場合における当該老齢基礎年金等の額に相当する額として政令で定めるところにより計算した額の特別給付金を支給することとした。（第三条関係）

4　譲渡等の禁止等

(一)　3の特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととした。（第四条第一項関係）

(二)　租税その他の公課は、3の特別給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができないこととした。（第四条第二項関係）

5　情報の提供

厚生労働大臣及び日本年金機構並びに法務大臣は、法務省令・厚生労働省令で定めるところにより、2の(一)の保険料の納付及び3の特別給付金の支給に関し、相互に必要な情報の提供を行うこととした。（第五条関係）

6　遡及適用

2から5までは、この法律の施行の日前に死刑再審無罪者となった者についても適用することとした。（附則第二条関係）

7　矯正施設に収容中の者に対する国民年金の保険料の納付等の手続に関する指導

政府は、矯正施設に収容中の者に対し、国民年金の保険料の免除の申請その他の国民年金の保険料の納付等の手続に関し、必要な指導を行うこととした。（附則第三条関係）

8　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（法律第六七号）（国土交通省）

1　目的

この法律は、民間の能力を活用した国管理空港等（国管理空港及び地方管理空港等をいう。）の運営等に関する基本方針の策定、国管理空港特定運営事業及び地方管理空港特定運営事業に係る関係法律の特例その他の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に必要な措置を定めることにより、国管理空港等の機能の強化及びその有効な活用による利用者の利便の向上を通じた我が国における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

(一)　この法律において「国管理空港特定運営事業」とは、国管理空港における(1)に掲げる事業及び当該事業と併せて実施される当該国管理空港に係る(2)から(5)までに掲げる事業をいうこととした。（第二条第五項関係）

(1)　空港の運営等であって、着陸料等を自らの収入として収受するもの

(2)　空港航空保安施設の運営等であって、その使用料金を自らの収入として収受するもの

(3)　空港（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二条に規定する特定飛行場であるものに限る。）の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、若しくはその損失を補償するため、又は当該空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業

(4)　(3)に掲げるもののほか、空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止するため、又は当該空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業

(5)　(1)から(4)までに掲げる事業に附帯する事業